

農民的分割地所有の存在形態 と歴史的特質

——理論的規定のための一試論——

浅田 喬二

一、はしがき

戦後、農地改革によって創出された「自作農的土地所有」を、いかなる性格の土地所有として把握すべきか、の問題は、農地改革の歴史の意義の検討にさいしての主要な論点の一つをなすであろう。この「自作農的土地所有」の性格規定の問題は、それが農民的分割地所有（das bäuerliche Parzelleneigentum）と規定しうるか否かという点を中心に論議されているようである。しかし、本稿においてはかかる問題を直接の課題とするものではなく、わが国の「自作農的土地所有」の性格把握の接近過程として、農民的分割地所有の問題を、古典の整理を通じて

理論的に規定しようとするものである。

農民的分割地所有は、各社会構成体の移行期に支配的で正常的な形態としてあらわれる小土地所有形態であるが、それは原始共同体から奴隸制への移行期にみいだすことのできる集団的土地所有崩壊のギリシャ・ローマの形態⁽¹⁾ 古代ヨーロッパ的土地所有、つぎに、封建制への移行期にみいだすことのできる集団的土地所有崩壊のゲルマンの形態を基軸にして成立するフランクの自由農民による土地所有形態⁽²⁾ 中世ヨーロッパ的土地所有、さらに、封建的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つとしての近世ヨーロッパ的土地所有、最後に、人民民主主義革命によって創出された（勤労）「農民的土地所有」の各形態が存在する。これらの農民的分割地所有の存在形態と歴史的特質の検討がここの課題となる⁽¹⁾。

生産の社会的形態がどうあろうとも、生産の物的要因としての生産手段と人的要因としての労働力とは常に生産の二要因である。しかし、それらは相互に分離された状態では可能性からみてそうであるにすぎない。生産が行われるためにはそれらは結合されねばならない。この結合の仕方様式の特異性によって、社会構造の種々なる経済的時代が区別される⁽²⁾。

このような生産手段と労働力との結合様式を社会的姿態より、つまり、如何なる社会的性格の生産手段と労働力とを、同一人

格に結合させている小農民の土地所有であるかという点を基軸として、農民の分割地所有の存在形態を検討し、さらに、農民の分割地所有の生成と消滅の過程を中心として、その歴史的特質を論究する。

そして、かかる農民の分割地所有の理論的把握のつぎの課題として、わが国の「自作農的土地所有」の性格規定の問題が提出されるであらう。

註(1) 周知のように、マルクスは古代ローマン的土地所有と近世ローマン的土地所有の二形態を見出すことができるとのべているのであるが、『資本論』第三部、長谷部文雄訳、青木書店版、八五八頁、インステイテュート版の頁数、以下同じ)、私は中世ローマン的土地所有と現代ローマン的土地所有との存在を指摘することができると考える。そのことについては以下の行論のうちに示されるであらう。

(2) 『資本論』第二部、三五頁。

(3) 生産手段と労働力との結合様式の技術的・素材的側面⇨生産力的視点からの検討が必要であるが、準備と紙数の都合で他日に譲る。

二、古代ローマン的土地所有

(一) アジア的土地所有形態

種族を本源の単位とする原始共同体制度は、血縁関係にもとづく人類社会的形成の自然発生の形態である。生産手段の種族的・共同体的所有は労働力の自然的血縁集團の存在を前提とするものであり、この自然的・血縁的關係の存在こそが生産手段の共同体的所有の前提である。つまり、「種族による共同性、自然的な集團性は、土地の集團的占取(二時的な)と利用との前提としてあらわれるのであって、その結果としてあらわれるものではない⁽¹⁾」。かくして、幼弱な労働力は未だ共同体的諸關係のうちにまったく眠りこんでいるのであって、種族的・集團的土地所有からの個別的土地所有の分離・自立化は、労働力の自然的・血縁的紐帯からの解放・分離の程度に依存するものであり、この労働力の血縁的・集團的規制力からの自立化の程度が集團的土地所有の三形態(アジア的、古典古代的、ゲルマン的土地所有形態)を規定するのである。つまり、生産手段(土地)の集團的所有から個別的所有への移行の三形態(集團的土地所有と個別的的土地所有との結合の三形態)は、労働力の血縁的・種族的集團からの個別化・自立化の過程に照応するものであり、その自立化の程度は個別的的土地所有の存在形態を規定する⁽²⁾。

アジアの形態は、客観的な労働諸条件の占有そのものが、自然的に形成された「種族的共同性⁽³⁾」、あるいは「群団性⁽⁴⁾」を前提とする。つまり、この土地所有形態の「第一の前提たるもの

は、なによりもまず自然に形成された集団、すなわち家族、および種族にまで拡大した家族、あるいは相互の婚姻によってたがいにむすばれた一連の家族、あるいはまた種族の結合である⁽⁵⁾。この形態にあつては、個々の労働力は集団の「偶有的諸属性」⁽⁶⁾、あるいは「純自然的な方法で形成された構成分子」⁽⁷⁾にしかすぎないものであり、労働力の個別化・自立化は未だ存在せず、自然的集団のなかにいわば埋没されたままである。かくして、土地所有は共同体的土地所有としてのみ存在し、共同体から分離した個々の労働力の土地所有は存在せず、ただ占有が存在するのみである⁽⁸⁾。このように土地所有のアジヤ的形態は、集団的所有と個別的占有の統一のうゑに形成されるのである。そして、「すべてのこれらの小さな集団のうゑにそびえたつ結合的統一⁽⁹⁾が、最高の所有者あるいは唯一の所有者としてあらわれ、このために、現実の共同体は世襲的⁽¹⁰⁾な占有者としてあらわれるにすぎない……」。土地の現実的所有者は「集団の父としての専制君主のうちに実現された結合的統一⁽¹¹⁾」であつて、国家はこのばあい「最高の地主」であり、これが集団的所有の現実的な前提である。自然的集団の規制下にある個々の労働力は、共同体の統一を人格化している専制君主の財産となり、その奴隸となる。ここに東洋における「総体的奴隸制」⁽¹²⁾が確立されるのである。

《ノート》 農民の分割地所有の存在形態と歴史的特質

このような国家的・集団的規制力からの労働力自立化の欠除、それにもとづく個別的⁽¹⁾土地所有の未成立は、支配的で正常な小農民的生産様式の形成を阻止した。かかる労働力個別化の欠除、小農民的生産様式の未成立はそれがいかに牧場的にみえようと、それは常にアジヤ的デスポチズムとアジヤの野蠻の強固な基礎をなしたものであり、爾後のアジヤ社会の歴史的停滞をもたらした根本的原因であつた。

註(1) マルクス「資本主義的生産に先行する諸形態」(邦

訳『マルクス・エンゲルス選集』第九巻)、二二五頁。

(2) エンゲルスの次の敘述は示唆に富む。「ある特定の

歴史的時代およびある特定の国土の人間の生活がいとなまれる社会的諸制度は、二種類の生産によつて、すなわち、一方では労働の、他方では家族の發展段階によつて、制限される。労働がまだ未発達であればあるほど、またその生産物の量が、したがつてまた社会の富がとぼしければとぼしいほど、社会秩序はそれだけ、圧制的に血縁の紐帯(Geschlechtsband)に支配されるようにみえる(傍点は筆者)。」(「家族、私有財産および国家の起源」邦訳『マルクス・エンゲルス二巻選集』第二巻)、二二九頁。

(3) 「資本主義的生産に先行する諸形態」、二二五頁。

(4) 右同、二二五頁。

- (5) 右同、二二四頁。
- (6) 右同、二二八頁。
- (7) 右同、二二八頁。
- (8) エンゲルスは「土地所有権の欠如ということは実際に金東洋を知る鍵である。」と述べている（『エンゲルスからマルクスへの手紙』一八五三年六月六日、邦訳『マルクス・エンゲルス選集』第八卷）、四六〇頁。
- (9) 「資本主義的生産に先行する諸形態」、二二五―二二六頁。
- (10) 右同、二二六頁。
- (11) マルクス『資本論』第三部、八四一頁。
- (12) 「資本主義的生産に先行する諸形態」、二五四頁。

(二) ギリシャ・ローマ的土地所有形態

ギリシャ・ローマ的土地所有形態は第一の前提として共同体を前提としているが、この集団は血縁的紐帯によって組織された種族共同体ではなくて、地域的徴標にしたがって形成された種族共同体・都市である。この場合にも、共同体の成員であるということが土地占取のための前提ではあるが、共同体の一員としての個々人は土地の私的所有者となっている。そして、個々の労働力が私的所有者として自己の土地に関係することは、共同体の一員となる基礎としての私的所有に関係するのである。

血縁的種族から地縁的種族への集団的規制力の弛緩、集団の紐帯からの労働力の自立化は、土地の国家的所有・公有地によって媒介されているとはいえ、国家の市民としては自由で平等な土地所有者となる。「(国家としての) 共同体は、一面では、これらの自由で平等は私的所有者のあいだの相互関係であり、外部の世界に対抗する彼らの連合である。だがそれと同時にまた、それは彼らの保障でもある。共同体的機構は、この場合には、その一員となっているのが勤労する土地所有者、分割地農民であるという事実にもとづくとともに、また農民の独立性が、共同体の一員としての彼らの相互関係により、共同の需要のための公有地の確保や、共同の榮譽等々によって保障されているという事実にもとづいている」⁽¹⁾。つまり、土地所有のギリシャ・ローマの形態は、国家的土地所有と私的土地所有との相反した形態が実存し、しかも後者は前者によって制約されているか、あるいはまた、国家的土地所有そのものがこの二重の形態で存在する。

ここに小土地所有の支配的で正常的な形態としての農民の分割地所有の古代的形態（古代ヨーロッパ的土地所有）が形成されるのである。そして、古代ヨーロッパは都市共同体という地縁的集団に規制された労働力と、国家的所有を媒介としてのみ存在する私的生産手段（土地）との結合によって形成される小農民

の生産様式の担い手としてあらわれる。

この古代ヨーロッパ的土地所有は原始共同体の崩壊過程に自生的にあらわれる個別的的土地所有形成の一形態であるため、その所有関係・経済的諸条件は極めて相異なるものである。かくして、農民的分割地所有の古代的形態は、均一の所有関係にある小農民の土地所有形態ではなく、不均等なる土地所有形態だといえる。⁽²⁾

このような集団を形成する諸個人を所有者として再生産することは他の共同体とのまさつなしには行いえない。かくして、戦争が客観的な生存条件を獲得し、あるいはそれを維持するための共同任務・共同事業となる。それは都市を「戦闘的組織の基礎」⁽³⁾とした。しかし、都市の「威嚇的な城壁は、防壁でかためたあたらしい都市の周囲に、いたずらにそびえたっているのではない。その壕には氏族制度の墓穴が口をあけており、そしてその塔はすでに文明（階級社会——引用者）のなかへとそそりたっているのだ」⁽⁴⁾。氏族の貴族による軍事的指導権の世襲化、共同地の奪取、自由な分割地所有の兵役による破滅、および交換と貨幣の発展は、古代ヨーロッパ的土地所有を破滅させた。かくして、純粋な奴隸経済が小農経済に代ってあらわれた。

註(1) マルクス「資本主義的生産に先行する諸形態」(邦

《ノート》 農民的分割地所有の存在形態と歴史的特質

訳『マルクス・エンゲルス選集』第九巻)、二二九頁。

(2) マルクスは種族自体にも階層差があると次のように述べている。「種族的機構自体は上級の氏族と下級の氏族とに分化するようになるが、この区別は、征服者と被征服種族等々との混合のために、いっそうはげしく発展する」。「資本主義的生産に先行する諸形態」、二二八頁。なお、エンゲルス「家族、私有財産および国家の起源」(邦訳『マルクス・エンゲルス選集』第二巻)、二〇七頁、二一七頁参照。

(3) 「資本主義的生産に先行する諸形態」、二二八頁。

(4) 「家族、私有財産および国家の起源」、二四一―二四二頁。

三、中世ヨーロッパ的土地所有

集団的土地所有崩壊のゲルマン的形態にあつては、その共同体は言語、血統等の共通性として、私的な土地所有者存在の前提とはなっているが、それは実際には、共同の目的のための彼等の集会のうちにだけ存在する。⁽¹⁾かくして、共同体の血縁的紐帯は稀薄となり、労働力の集団的規制力からの自立化は強固なものとなる。そして、個別的な土地所有は共同体的土地所有に对立した形態としても、また媒介されたものとしてもあらわれず、逆に共同体的土地所有・公有地は個人的所有の附屬物・補充物

としてだけあらわれる。

「ゲルマン人にあつては、個々の家長はたがいに遠くはなればなれに森のうちにすんでいたのであつて、そこでは、それ自身で存在する彼らの統一が、共同体員の出身、言語、共通の過去および共通の歴史等々によってあたえられているにもかかわらず、共同体は、純外面的に觀察すれば、共同体員の会合というかたちで、個々の場合に存在するにすぎない。したがつて共同体は、同盟ではなく連合として、また統一体ではなく合同体（その独立の主体は土地所有者である）としてあらわれる。それゆえ、共同体は実際には、古代の諸民族の場合のように国家として、国家的制度としては存在しない。なぜならば、それは都市として存在してはいないからである。共同体が現実的な存在をとるためには、自由な土地所有者たちが集会に、会合しなければならぬ。……ゲルマン人のもとでは個々人の財産とはべつに、公有地、共同体の土地、あるいは人民の土地がみうけられる。この公有地は狩猟地、採草地、伐採林等々であつて、それは、まさにこの一定の形態で生産手段としてやくだつべきものであるかぎり、分割されえない土地部分である。……。ことの本質上、経済上の全一は各個々の家であつて、その家は個別的にみれば、それ自体として生産の独立した中心（婦人の副次的な家内仕事としてだけの工業、等々）をなしている⁽²⁾」。

このようなゲルマンの共同体は「古代的な原始的社會構成の最後の段階としての農業共同体⁽³⁾」であり、それは「共有にもとづく社會から私有にもとづく社會への過渡段階⁽⁴⁾」にあらわれるものである。そして、これらの自由な土地所有者たちは独立の經濟主体であり、個々の家族は經濟上の全一として生産の独立的中心をなしている。これらの自由な土地所有者たちの現實の集会のうちにだけ存在する共同体は、自然的・血縁的紐帶より解放された「最初の自由人の社會的集團⁽⁵⁾」であつた。かくして、ここにおいて形成された農民的分割地所有は、共有地を共同体的附屬物としてもつ私的生產手段（土地）と、集團的規制力より解放された労働力との合一体である小農民による土地所有形態だといえよう。それは、古典古代の最良の時代に存在した、古代ローマン的土地所有より私的所有的確立した生產手段（土地）と、より自由な労働力との合一体である小農民による土地所有だといえよう。

このようなゲルマン的土地所有形態は、民族移動後のあらゆる被征服地に導入された⁽⁶⁾。かくして、破壊にひんしたヨーロッパにゲルマン的土地所有形態が広範囲に創出された。そして、このゲルマン的土地所有形態を基軸にして形成されたものが、フランクの自由農民による土地所有Ⅱ中世ローマン的土地所有である⁽⁷⁾。

このようにゲルマン的土地所有形態を基軸とする農民的分割地所有の中世的形態は、原始的・集团的土地所有の崩壊過程にあらわれる個別的土地所有成立の一形態であるため、均一の有関係・経済的諸条件のもとに形成されたものではなく、不均等な土地所有形態だといえよう。⁽⁸⁾

マルク制度の耕地および草地の持分が、自由地(Allod)として私的所有の対象となるや、自由に譲渡される土地、商品としての土地が発生し、原始的平等がその対立物へ転化する可能性が生ずる。また、土地の私的所有は共有地にたいする攻撃を準備する城塞に変化し、ここに中世ヨーロッパ的土地所有の確立をもたらした労働力の血縁的紐帯からの解放と、自由な土地所有とがその崩壊の萌芽にかわる。しかし、この段階における経済的状态は家父長的な自然経済が支配的であったことはいうまでもない。⁽⁹⁾

フランク人民の大多数をなす自由な土地所有者⁽¹⁰⁾中世ヨーロッパは戦争と略奪によって零落し、彼等の自由な土地所有権は新興豪族、あるいは教会等の保護主に移譲され、自らはその土地を賃借地として借受けた。かくして、フランクの自由農民はその先駆者たるローマのコロヌスと類似の状態におちいった。そして、彼等は数世紀のうちには、まがいもなく農奴となった。⁽¹⁰⁾ここに封建制の「古典的形態」としての農奴制的諸関係が生成

・発展するのである。このように中世ヨーロッパは封建制の生産様式成立のための歴史的媒体⁽¹¹⁾起点として、すぐれて過渡的性格のものとして存在したのである。しかし、「封建制はドイツから既成のものとして持参されたものではけつしてなく、それは、征服者のがわで征服そのものの最中における兵制の戦闘組織のうちにその起源をもったのであり、そしてこの組織は征服後、被征服諸国にすでに存していた生産諸力の影響をうけてはじめて本来の封建制にまで発展したのであった」⁽¹¹⁾。ここにゲルマン的・非ローマ的なものと、ローマ的・非ゲルマン的なものとのタイムリーな接触・融合・統一が行われて封建制が確立したのである。

註(1) マルクス「資本主義的生産に先行する諸形態」(邦訳

訳『マルクス・エンゲルス選集』第九卷)、二三八頁。

(2) 右同、二三五～二三六頁。

(3) マルクス「ヴェラ・ザスリツチへの手紙」(邦訳

『マルクス・エンゲルス選集』第一三卷)、二二〇頁。

(4) 右同、二一〇頁。

(5) 右同、二〇九頁。

(6) 右同、二〇八頁。

(7) 西ヨーロッパでローマのコロヌスと中世の農奴との間に自由なフランク農民が介在したとするならば、東方でのこの地位を占めたものは自由なスラブ共同体員

《ノート》 農民的分割地所有の存在形態と歴史的特質

二二二

だった(コスミンスキー『世界中世史研究』第一卷第一分冊、阿部玄治訳、一二八頁)。

- (8) 「氏族と共同体内部における財産分化の発達、私的土地所有の出現の中に現われていた。……、六世紀の末、七世紀の始めには、土地は自由な割譲の対象となっている。このような自由な自由な割譲される私有地は『自由地』(Allod)と呼ばれた。自由地の発生が今度は、不可避免的に共同体を一層破壊し、社会の階層分化を強めることとなった。」(コスミンスキー『前掲書』、一三八頁)。なおゲルマン的土地所有の不均等性については、増田四郎『西洋中世世界の成立』、岩波全書、二八―二九頁参照。

- (9) 山岡亮一・木原正雄編『封建社会の基本法則』、二六頁参照。

- (10) フランクの自由農民は、八世紀のはじめまでフランク社会の基本的な社会階層をなしていた(コスミンスキー『前掲書』、一四一頁)。

- (11) マルクス『ドイツ・イデオロギー』(邦訳『マルクス・エンゲルス選集』第一巻)、七七頁。

四、近世ヨーマンの土地所有

(一) 近世ヨーマンの土地所有の歴史的性格

封建制的生産様式の経済的基礎をなす小農民経営は、封建的

土地所有の自由な土地所有への転化と、不自由労働力の自由な労働力への転化とともに、自由な農民経営へと発展する。それは封建制的生産様式のもとでの小農民経営の自立化の拡大過程であり、自由な農民経営の成立はその自立化の完成である。そして、この経営の担い手こそ近世ヨーマン＝独立自営農民である。

「封建的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つ」として、「資本制的経営と相並んで現われる」自由な農民経営は「……社会的生産・および労働者自身の自由な個性の発展のための一必要条件である。……だが、それが繁栄し、その全精力を發揮し、適当な古典的形態をとるのは、労働者が自分自身の使用する労働条件の——農民ならば彼が耕耘する畑の、手工業者ならば彼が老巧者として取扱う用具の——自由な私有者たる場合のみである」⁽¹⁾。直接的生産者が自分の耕地の完全な所有権をもつことは(自由な労働力——これは自由な土地所有とともに同じメダルの両面をなす)、自由な農民経営の基礎である。この土地所有がいかなる封建的看板によって隠蔽されているとも、それが「名義的にのみ封建的である」⁽²⁾限りは、自由な農民経営の完全な発展のために必要なものであり、それは農業発展のための「必要な一通過点」⁽³⁾である。このように封建制的生産様式から資本制的生産様式への移行期に、その起点として形成

される農民の分割地所有の近世的形態は、支配的で正常的な小農民経営の基礎である。そして、この自由な農民経営は小農民の生産様式の「花形」として、砂を化して黄金となす「人民的富」の形成者なのである。

この近世ヨーマンの土地所有存立の前提は、人口の圧倒的多数が農村人口であり、農産物の圧倒的部分が、農民自身の直接的生活維持手段として消費され、それ以上の超過分だけが商品として都市に入りこむということ（小商品生産）、つまり、資本制の生産様式が支配的だとしても、その発展が相対的にひくく、他の生産部門でも資本の集積が狭い範囲で運動し、資本の分散が優勢だということである。⁽⁴⁾さらに、近世ヨーマンの土地所有を共同体との関係でみるとき、「共同地」は農民の分割地所有の「正常的補足をなす農村的家内工業」とならんで「第二の補足」をなし、そして、この共同地が完全に個別化すれば、農民の分割地所有は自己の存立基礎を否定することとなる。かくして、近世ヨーマンの土地所有は「一種の極限概念」⁽⁵⁾だといえよう。

この小農民的「生産様式は、土地その他の生産手段の分散を内蔵する。それは、生産手段の集中を排除するのと同様に、同じ生産過程の内部における協業や分業、自然にたいする社会的な支配や調整、社会的生産諸力の自由な発展、をも排除する」⁽⁶⁾。

《ノート》 農民の分割地所有の存在形態と歴史的特質

だから、「特定の高度に達すれば、この生産様式は、それ自身の破壊の物質的手段を生みだす。この瞬間から、この生産様式を桎梏と感ずる諸力や情熱が社会の胎内で動きだす。この生産様式は破壊されねばならぬし、また破壊される」⁽⁷⁾。かくして、生産手段と労働力との同一人格への合一にもとづく小所有は、形式的に自由な他人労働の搾取にもとづく資本制の所有に駆逐される。

生産手段と労働力との合一者である分割地農民⁽⁸⁾近世ヨーマンの所有と労働とへの分離・収奪の歴史こそ、「血と火の文字」をもって人類の年代記に書きこまれている⁽⁹⁾。資本の「創生記」⁽¹⁰⁾としての本源的蓄積であり、それは直接的生産者の「殉難史」である。かくして、近世ヨーマンは自己の望ましい存立条件を失って、資本制の生産様式という歴史的波浪のなかに姿を没し去る。ここに近世ヨーマンの自己否定的な歴史的媒体としての性格が浮彫的にえがき出されているのであり、それは、まさしく資本制の生産様式への起点であった。そして、生産手段はブルジョアジーの手に集積されて、資本という独自の形態をとり、労働力はプロレタリアートの賃労働という社会的姿態をとる。このような資本形態での生産手段と賃労働形態での労働力の結合による資本制の生産こそ、人間労働の生産力を「幾何級数的」に発展せしめた張本人であった。

資本制的生産様式のもとに残存せる小農民的生産様式は、すでに歴史的使命を果たし終えた過去の生産方法の生き残りであり、すくいがたく没落し、資本のいけにえの状態に置かれる。

分割地農民の搾取の制限として現象するのは、一方では、彼が生産手段の所有者としての小資本家であるかぎりには資本の平均利潤ではなく、また他方では、彼が土地所有者たるかぎりでは地代の必要ではない。彼にとって搾取の絶対的制限として現象するのは、本来的な費用を差引いたのち彼が自分自身に支払う労賃に外ならない。そして、この労賃は肉体的最低限度にまで下る。⁽¹¹⁾かくして、地代・利潤および労賃の一部分は「社会に無償で贈与される」のである。「独立不羈」の自営農民として、その「黄金時代」を誇示した近世ヨーマンは、資本制的生産様式という異った歴史的舞台においては「原始的社會諸形態のあらゆる粗野を文明諸國のあらゆる苦悩あらゆる貧困と結合するようになかば社会の外に立つ野蛮人階級」⁽¹³⁾に没落する。資本制的生産様式の副次的ワクラードとして残存する農民的生産様式は、近世ヨーマンの土地所有の潰滅形態だといえよう。

註(1) 『資本論』第一部、八〇一頁。

(2) 右同、第三部、九三三頁。

(3) 右同、八五八頁。

(4) 右同、八五六頁。

(5) 綿谷起夫「分割地所有農民の封建的類型(上)」(『総研月報』第九六号)、三六頁。

(6) 『資本論』第一部、八〇二頁。

(7) 右同、八〇二頁。

(8) 右同、七五三頁。

(9) 右同、八〇一頁。

(10) 右同、五三一頁。

(11) 右同、第三部、八五七頁。

(12) 右同、八五八頁。

(13) 右同、八六五頁。

(二) 近世ヨーマンの土地所有のフランス型

近世ヨーマンの土地所有の成立過程および消滅過程は、各國の歴史的・社会的諸条件の差異によって様々なる形態をとりうるのであるが、ここではフランス型について述べる。

近世ヨーマンの土地所有の革命的創出に特徴づけられるものが、農民的分割地所有の近世的形態、成立のフランス型である。アンシャン・レジームのもとにおける農民は、極めて相異なる土地所有関係・経済的諸条件のもとにあった。農民の階層分化は上層富裕農民と下層零落農民とへの両極分化を内包していたのであり、農民は同一の所有関係・経済的状态のもとにあったのではない。農村の階層構成をみると次のようである。(1)最上

層には極めて少数の「商人的地主」*marchand-laboureur*「大小作人」*gros fermier* が析出されている。(ii) 絶えず分解の危険にさらされているが、本来的な自営農民層。「耕作農民」*laboureurs* とよばれている農民がこの実体をなす。(iii) 「商人的地主」・「大小作人」から借地したり日雇労働に従事して辛うじて生活を維持している貧農層。人口構成からいえば、この階層が最大多数を占める。いわゆる「生産物折半小作隷農」*metayer*「零細な小作人」*petit fermier*「日雇労働者」*journalier*の一部がこの階層にあたる。(iv) 完全に所有地を失った農業プロレタリアート。しかし、数的には少ない⁽¹⁾。

最上層の「商人的地主」・「大小作人」は封建的支配者階級と経済的にも政治的にも同一の利害関係に立ち、封建的・領主制的諸関係の存続を自己の利益擁出の地盤とする。下層の三階層は「商人的地主」——半封建的關係とその利害が対抗し、彼等の農民支配廃絶を共通の利益とする。かかる点において、彼等は反封建闘争という同一線上に立ち並ぶことができる。かくして、「すでにアンシャン・レジーム末期において地主——小作関係の編成・強化を意図する『領主制的攻撃』と『農民の土地』擁護との対抗が基本的矛盾としてあった限り、農民解放はいずれの側からも必然的に第一の問題とならざるをえなかった。そして、単一のローマ法的私的所有権を宣言した人権宣言の具体

化をめぐり、上級所有権觀念と下級所有権觀念の対立が展開された。なぜならば……『農民の土地』制度の動搖に対応した領主層が、旧来の封建的二重構造を放棄して上級所有権体系を基軸としつつ地主——小作関係を再編成しようとするのに対して、農民層は下級所有権体系を以て同じく二重所有構造を清算しようとしたからである⁽²⁾。

ここに半封建的土地所有の廃絶・近代的進化の「商人地主」「大小作人」を中心とする寄生地主的「改造」の道と中農層を中心とする「農民的」「革命的」道との対抗が見出せるのである、前者は、上級所有権体系の再編・強化を基軸とするブルジョアの進化の「寄生地主型」であり、後者は下級所有権体系を基軸として封建的所有の二重構造を廃絶しようとするブルジョアの進化の「農民型」である。此等の近代的進化の二つの道の対抗的体系はフランス革命を貫く赤い糸であり、そして、この体抗的体系はジャコバン「独裁」による農民的・革命的体系をもって、その終止符をうつのである⁽³⁾。

このようにして、フランス革命は寄生地主的土地所有を農民的に廢絶して、近世ヨーロッパ的土地所有・「ナポレオンの」土地所有形態を創出したのである。しかし、かかる「ナポレオンの」土地所有の創出は、ブルジョア革命そのものの特質によってそれ独自の創出様式をとった。それは、アンシャン・レジーム

ムの末期に農村の胎内で自生的に形成されたブルジョア的諸關係の萌芽を母体として、その成長を阻止していた封建的諸關係を革命的に掃除したのである。かくして、創出された近世ヨーマンは極めて相異なる所有關係・經濟的諸条件のもとで解放されたのである。⁽⁴⁾

「国有財産の売却において、最大部分を買ひ上げたのはブルジョワジーであり、つぎは大小作農、すでに土地を所有している耕作農民であつた。小土地所有者の数はたしかに増加した。しかし、農民大衆、とくに日傭農夫たちは、この操作から何の利益もえず、……結局、市民的土地所有は他のどの階級よりも大きくなり、貴族的土地所有は消滅しなかつたし、農民的土地所有は前進した。しかし農民は分解してしまつた。すなわち、一部の農民は自分の土地をふやし、……、一種の農村ブルジョワジーを構成したが、反面農民大衆はやはり旧制度と同じように重大な危機を経験しつづけた。伝統的な村落協同体は、資本主義的經營の圧力をうけてやがてますます解体し、貧農のかなり大きな部分がプロレタリア化するであらう。⁽⁵⁾

典型的なブルジョア民主主義革命によって創出された「ナポレオンの」土地所有形態は、農民の下級所有権を基軸として封建的所有の二重構造を農民的に廃絶し、半隸屬農民を分割地農民に転化した。それは、農民土地所有に対するみずみずしい慾

望を満足させた。だが、それに続く經濟的發展の全過程は、この「ナポレオンの」土地所有形態を退嬰的・老衰的なものとし、農民を没落に追いやる張本人となつた。

封建的土地所有の上に特權が累積したように、農民の分割地の上には土地に対する質札・抵当權が累積した。都市の高利貸・ブルジョア資本が封建的貴族・封建的義務にとつて代つた。資本家は分割地農民から利潤、利子、地代を引き出しながら、分割地農民の必要生産物・「賃金」の捻出は彼等自身の責任に任せた。それは分割地農民を搾取するものと、工業プロレタリアートを搾取するものとは同一のもの、つまり、資本であることを意味し、ただその搾取形態を異にするだけである。そして、個々の資本家は農民を批当や高利で搾取するが、資本家階級は国税によって搾取する。⁽⁶⁾かくして、農民の土地は次第にいくつづされて「もはやいわゆる祖国のなかにはなくて、抵当登記簿のなかにある。」⁽⁷⁾状態となる。

資本制的生産様式の發展とともに、自由な小農民的生産様式確立の基礎であり、農業發展のための「必要な一通過点」であつた「ナポレオンの」土地所有形態は袋小路的性格が濃厚となり、ついには退嬰的・衰退的土地所有形態となる。そして、この「ナポレオンの」土地所有形態は農民の王朝・ボナパルト帝政の社会的基礎となる。

計(1) ルツチスキ『革命前夜のフランス農民』、遠藤輝

明訳、一二六―一二七頁(同氏の解説部分) 参照。

(2) 柴田三千雄「フランスにおける分割地農民の成立」

(山田盛太郎編『変革期における地代範疇』所収)、五
三頁。

(3) 高橋幸八郎『近代社会成立史論』、二一六、二二五
頁参照。

(4) イギリスにおける近世ヨーマンの土地所有の不均等
性については『資本論』第一部、七八二頁参照。

(5) アルベール・ソブール『フランス革命』、小場瀬草
三・渡辺淳訳、(上)一四五―一四六頁、(下)一九七
頁。

(6) マルクス「フランスにおける階級闘争」(邦訳『マ
ルクス・エンゲルス二巻選集』第一巻)、一六〇―一
六一頁。マルクス「ルイ・ボナパルトのブリュメール
十八日」(邦訳、右同)、二四九頁参照。

(7) 「ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日」、二五〇
頁。

五、現代ヨーマンの土地所有

(一) 現代ヨーマンの土地所有の成立過程

資本制的、前資本制的生産様式の廃絶から社会主義社会の建

《ノート》 農民の分割地所有の存在形態と歴史的特質

設までには一定の期間を必要とする。この一定期間が過渡期で
あり、これはいかなる国も避けて通ることはできない。資本制
的、前資本制的生産様式の廃絶後、小農民の生産様式は農業生
産の一般的・支配的形態となる⁽¹⁾。そして、社会主義建設への過
渡期において、この小農民の生産様式は社会主義的生産様式・
生産手段の集団的所有にもとづくホルホーズ生産へ移行する。

ソ同盟における社会主義革命によって創出された小農民的生
産様式は、土地国有を基礎として成立したものであり、中国お
よび東ヨーロッパにおける人民民主主義革命によって創出され
た小農民の生産様式は土地の私有を基礎にして成立した⁽²⁾。この
人民民主主義型の小農民の生産様式の担い手は、生産手段と労
働力との合一体として小農民であり、彼等による土地所有は
「農民的土地所有」(中国)、「勤労農民的土地所有」*трудовая
крестьянская земельность* (東欧)と呼ばれており、そ
れは農民の分割地所有の現代的形態に現代ヨーマンの土地所有
ということができるであろう。

以下中国における「農民的土地所有」の成立過程と消滅過程
を中心として、現代ヨーマンの土地所有の存在形態と歴史的性
格を検討する。

半植民地・半封建社会中国における新民主主義革命は、帝国
主義・封建主義および官僚資本主義に反対する人民革命の勝利

第1表 土地改革後の階級構成の変化
(イ)湖北省鄂城縣臨江郷(総戸数688戸)

		土地改革前		土地改革後	
		戸数	割合	戸数	割合
地主 富農 中農 貧雇 その他	主	22	3.20	22	3.20
	農	32	4.65	32	4.65
	農	184	26.76	488	70.93
	雇農	434	63.08	130	18.90
その他		16	2.33	16	2.33

1. その他は小商販および手工業者である。
2. 王任重「湖北省3個県農業合作化運動的調査」『人民日報』1955年10月14日より作成。

(ロ)湖南省湘潭縣棋梅郷(総戸数401戸)

		土地改革前		土地改革後	
		戸数	割合	戸数	割合
地主 富農 中農 貧雇 その他	主	11	2.74	11	2.74
	農	5	1.25	5	1.25
	農	108	26.93	265	66.08
	雇農	266	66.33	109	27.18
その他		11	2.74	11	2.74

1. その他は小土地貸付者2戸、小販2戸、労働者1戸およびその他6戸を含む。
2. 中共湖南省湘潭地委工作組「棋梅郷合作化運動中各階層動態」『人民日報』1955年10月13日より作成。

(ハ)広東省高要県龍冲郷(農家総戸数613戸)

		土地改革前		生産協同化前	
		戸数	割合	戸数	割合
地主 富農 中農 貧雇 その他	主	29	4.73	29	4.73
	農	9	1.47	9	1.47
	農	159	25.94	339	55.30
	雇農	416	67.86	236	38.50

1. 杜導正、郑世文、劉漢、方静波「龍冲郷農民生活状況調査」『人民日報』1957年4月6日、7日より作成。

を獲得した。新民主主義革命の段階における農民問題は土地問題であり、それは封建的・地主的土地所有制の束縛をたちきり、農民的土地所有制を創出することにあつた。これは、農業生産力を解放する第一歩であり、「第一の革命」である。社会主義革命の段階における新しい農民問題は、農業協同化の問題であり、それは農民的土地所有制から集団的土地所有制へと移行することであり、資本制的生産関係への方向を抑制して、農村に集団所有制の社会主義的生産関係をうちたてることである。こ

れは、農業生産力を解放する第二歩であり、「第二の革命」である。
中国の土地改革は「封建的および半封建的搾取の土地制度を廃止し、『耕者有其田』の土地制度を実施する」ために旧解放区においては、「土地法大綱」にもとづいて行われ、さらに、新たな条件の出現によって「地主階級の封建的搾取の土地所有制を廃止し、農民的土地所有制を実施し、それによって、農村の生産力を解放し、農業生産を發展させ、新中国工業化のため

に、道をひらく」⁽⁴⁾ ために新解放区においては、「中華人民共和國土地改革法」にもとづいて行われた。

「土地法大綱」においては、没収または徴収された土地はその郷村のその他のすべての土地とともに、つまり、郷村の全耕地は質量の面から増補・削減し、郷村の全人口に比例して男女老幼の別なく均等に分配され、各人の私有に帰した。これこそ、中国土地改革の一特質たる「均等分配主義」の貫徹である。

「土地改革法」においては、原作者の自作地はこれをとりあげて分配することなく、没収または徴収された土地は従来の耕

第2表 土地改革後の中農の地位

(単位：%)

		戸数	人口	耕地	耕畜	大農具
山西省武郷県	6カ村	86.0	88.7	88.7	84.6	?
平原省清豊県	4カ村	90.0	96.0	90.0	93.0	95.5
平原省林県	5カ村	86.9	87.1	91.6	98.7	95.0
河北省滄県	10カ村	90.2	88.3	91.4	90.2	?
黒龍江省白城県	3カ村	63.8	67.3	75.7	87.5	86.4

1. 古島政雄「中国における農業革命と農民解放の実態」前掲『変革期における地代範疇』所収156頁。
2. 原資料「1950年中国経済論文選」より古島氏が作成されたもの。

作関係を基礎にして、無地・少地の農民に人口に応じて均等に分配された。原耕作農民に分配された土地（自作しているものは自作地をもふくめて）は、無地・少地の農民より多少おおく分配される。ここにおいて、「土地均分」の原則はかなり修正されたといえ、本質的には「均等分配主義」の貫徹とみて差支えないであらう。⁽⁵⁾

このような土地改革の結果、中農は農村の支配的な階層となり、農業生産の中心の主体となった。中農の農家総戸数中に占める割合は各地域によって異なるが、一般的には六〇〜八〇%を占める（第一表(i)(ii)）。そして、耕地、耕畜および大農具の所有においても、中農が戸数、人口数に応じた所有割合を示し、生産手段の所有割合においても、農村の圧倒的部分を占めるに至った（第二表）。

ブルジョア革命は封建制の胎内に自生的に形成されたブルジョアの諸関係の胚芽を母体として、その上に覆いかぶさっていた封建的諸規範を廃絶して近世ヨーロッパ的土地所有を創出した。かくして、直接的生産者は極めて相異なる所有関係・経済的諸条件のもとで解放された。しかし、新民主主義革命によって創出された農民的土地所有は、没収または徴収された土地、耕畜および大農具等の生産手段の、人口に応じた「均等分配主義」の貫徹によって、極めて均等なる所有関係・経済的諸条件のもの

とで解放された。かくして、歴史上かつてみることでできなかった均等所有の生産手段と自由な労働力との合一者としての現代ヨーマンが、歴史の舞台に登場する。そして、この現代ヨーマンをとりまく経済的・政治的環境は中世ヨーマンのそれと異なっているとはいえず、現代ヨーマンは小商品生産者としてあらわれる。これまでに二〇世紀における分割地農民であり、資本主義社会における小農民のように「過去の生産方法のすべての生きのこり」⁽⁶⁾であり、「すくいがたく没落し」⁽⁷⁾、「なかば社会の外に立つ野蛮人階級」⁽⁸⁾とはすでに異なっている。しかし、現代ヨーマンを担い手とした小農民の生産様式は「労働の社会的生産諸力の発展、労働の社会的諸形態、資本の社会的集積、大規模な牧畜、科学の累進的应用、を排除する」⁽⁹⁾個別経営である。

註(一) 資本主義の高度に発達した国では、「土地私有の伝統がそれだけ根づよい」ので、すべての土地の国有化はプロレタリア政権の成立時に直ちに行われうることはなく、それは「農業の社会主義的改造がすすむなかで、実践のうえで解決される」問題であろう。

コミンテルンの諸議決は土地国有化の問題を次のように述べている。

(イ) コミンテルン第二回大会のために、レーニンによって執筆された「農業問題に関するテーゼ草案」(一

九二〇年六月)

「プロレタリア政権は、大多數の資本主義諸国ですぐに私有財産を廃止するなどといったことをすべきではない。ともかく、プロレタリア政権は小農と中農にたいし、かれらがもっていた土地をそのままのこしておくだけでなく、かれらがいままで小作していた土地を全部かれらにあたえ、小農と中農の土地をふやしてやることを保証するだろう(地代は廃止する)」
 「レーニン二巻選集」第一二分冊、一五六頁。

(ロ) コミンテルン第六回大会での採擇綱領(一九二八年)

「大地主その他の地主よりの没収土地の一部分を農民(即ち貧農層及び部分的には中農層)に与える。そして、それは特に、その土地が以前小作地であったところか、又は経済的奴隷化の手段となっていたところの土地を与える。土地のどの部分を農民に与えるかは経済上の合目的性と農民を中立化させる必要、即ち、農民をプロレタリアートの側に獲得する必要があるによってきまる。故に、そういう土地部分はいろいろの条件によって、さまざまにきまってくる」。

(ハ) さらに、スターリンはソ同盟共産党(ボ)中央委員会総会(一九二八年七月)の「コミンテルンの綱領について」と題する演説のなかで「一国が資本主義

的に発展していればいるほど、その国ではすべての土地の国有化を実施することが、それだけ容易だと考えている同志諸君は、正しくはない。それどころか、一国が資本主義的に発展していればいるほど、すべての土地の国有化を実施することが、それだけ困難である。なぜなら、その国では土地私有の伝統がそれだけ根づよく、したがって、これらの伝統とたたかうのが、それだけ困難だからである」(『スターリン全集』第十一卷、一七一頁)。

(二) ソ同盟科学院経済学研究所著『経済学教科書』は「全部の土地の国有化をおこなう方法と期間との問題は、プロレタリア権力が、それぞれの国の具体的条件にしたがって、解決する。ロシアでは、農民のあいだで土地私有の伝統が西欧のばあいよりもよかつた。そこでソヴェト権力は、農民大衆の要求におうじて、はやくも革命のはじめに、全部の土地の国有化をおこなった。……小農的な土地私有がながいあいだ存在し、そのために農民のあいだで土地私有の伝統がいつそうつよい国では、権力をとった労働者階級は、革命のはじめに全部の土地の国有化をやらない。こういう国では、大土地所有者から没収した土地の一部分だけが国有化されて、国有地となる。他方、没収された土地の大部分は農民の私有となる。全部の土地の国有化は農民の分割地所有の存在形態と歴史的特質

化という問題は、農業の社会主義的改造がすむなかで、実践のうえで解決される」(『経済学教科書』第三分冊、五六〇頁、旧版)。

- (2) 東ヨーロッパ諸国では、新分配地(国によつてはすべての所有地)の売買、分割、贈与、抵当差入等の土地移動の禁止ないし制限が行われている。中国ではそのような制限は一切存在しない(宇高基輔「東欧諸国における土地改革と農業の社会主義的改造」、山田盛太郎編『変革期における地代範疇』所収、一二二頁)。
- (3) 「中国土地法大綱」第一条(一九四七年一月一日発布)。

- (4) 「中華人民共和国土地改革法」第一条(一九五〇年六月三〇日発布)。

- (5) 西山武一「中国の土地改革とそのアジア農村における経済史的意義」、三七頁参照。

- (6) エンゲルス「フランスとドイツの農民問題」(邦訳『マルクス＝エンゲルス二巻選集』第二巻)、三三〇頁。

- (7) 右同、三三一頁。

- (8) マルクス『資本論』第三部、八六五頁。

- (9) 右同、八五九頁。

(二) 現代ヨーロッパ的土地所有の消滅過程
土地改革後における農民の生産に対する積極性は二つの面に

《ノート》 農民の分割地所有の存在形態と歴史的特質

あらわれてきた。一面では、個人経済への積極性であり、他面では、互助・協同化への積極性である。この二つの面への積極性は農民自身が私有者であり、勤労者であるということ、つまり、生産手段と労働力との合一体であるということの反映である。農民が私有者であるという、この性格から生まれた個人経済への積極性は、農民が自然発生的に資本主義へ向う傾向を示している。農民が勤労者であるという、この性格から生まれた互助・協同化への積極性は、農民を自営者協同・社会主義へと向わせる可能性を示している。かくして、農民の私有者の性格より生ずる個人経済への積極性を、勤労者の性格より生ずる互助協同化への積極性の軌道へと導き入れることが、農業の社会主義的改造にとって必須の課題となる。⁽¹⁾

労働者階級のインシヤティブのもとに行われたブルジョア革命は最小限綱領であり、それは社会主義建設への道を清めるためのものであり、そして、最大限綱領は社会主義革命であり、社会主義社会の建設である。しかして、社会主義は二本の足で立つことはできない。つまり、一方の足を社会主義工業という大規模生産の石の上に、他方の足を小農民的经营という小規模生産の砂の土台の上に着かせることはできない。かくして、個別的な所有の生産手段と個別的労働力との結合による小規模経営は、集団的所有の生産手段と集団的労働力との結合による社

会主義的大規模生産へと移行することが必要となる。生産手段と労働力との合一者である現代ヨーマンは、その対立物たる社会的・集団的所有に基礎を置く社会主義的農民へ脱皮する。この現代ヨーマンの脱皮過程は、歴代ヨーマンの消滅過程とは異った独自の形態をとる。

中国における農民的土地所有制から集団的土地所有制へと移行する農業の社会主義的改造の具体的な道は、第一形態としての生産互助組、第二形態としての初級農業生産協同組合、第三形態としての高級農業生産協同組合、という三つの形態・段階をとる。

農業の社会主義的改造の第一形態である生産互助組においては、個別的な所有の生産手段には何ら制限を加えることなく、ただ労働の側面において初歩的な集団労働を行うのみである。そして、土地以外の生産手段は「共同輪番使用」という形態にて、生産手段の個別的な所有と統一的な使用との分離がめばえはじめる。このようにして生産互助組は農民の二重の性格のうち、まず勤労者の性格を主要な結合契機として、初歩的な集団労働という形態にて、社会主義的改造への第一歩をふみだすのである。

社会主義的改造の第二形態としての初級農業生産協同組合は、私有制の基礎の上に土地出資と統一経営を行い、比較的多くの共同財産をもつ勤労農民の部分的な集団所有の半社会主義的

經濟組織である。そして、個別的所有の生産手段と集团的所有の生産手段、「按地分社」と「按劳分社」および個別的・小資本的經濟力と集团的・社会主義的經濟力との競り合いが行なわれ、その結果として、生産力増大の基礎の上に、集团的所有の生産手段と「按劳分社」の最後の優位性が確立され、生産手段の私有は漸次形骸化するのである。かくして、農民の勤労者の性格の結合面が私有者の性格の結合面より優位に立ち、労働が主導し、所有がその制扼下に置かれる。そして、漸次的に増大する労働果実は共同しつつある労働力に帰属し、小私有者の側面は自己増殖をとげる代りに漸次その存在比重を減少する。

社会主義改造の第三形態である高級農業生産協同組合は、組合員の私有する主要な生産手段は組合の公有に転化し、集団労働を組織して「按劳取酬」を全面的に実現する勤労農民の集団所有制の社会主義經濟組織である。この高級農業生産協同組合においては、労働果実の勤労者共同体への全面的帰属・労働果実の累進的増加を惹起して、農民の勤労者の性格がその実現を待望してやまなかった搾取からの完全なる解放・「按劳取酬・多劳多得」の社会主義的な分配原理が純粹に自己貫徹する。⁽²⁾

このようにして生産手段と労働力との合一者としての小農民による土地所有と現代ヨーロッパ的土地所有は、独占的所有の生産手段と集团的労働力との結合という資本主義的コースをたど

ることなく、集团的所有の生産手段と集团的労働力との結合という社会主義的コースへ移行するのである。つまり、小所有プラス自己労働の基礎のうえに立つ小農民的生産様式は、大所有プラス他人労働という資本制的生産様式に移行することなく、共同所有プラス共同労働という社会主義的生産様式へ脱皮する。かくして、小所有・資本萌芽の展開は農業協同化の過程において消滅し、「小資本の生活史」は労働果実の累進的増加更に自己の席を譲るのである。

註(1) 中国共産党中央委員会「關於發展農業生產合作社的決議」(一九五三年二月一六日) 参照。

(2) 中国農業の社会主義的改造の三つの形態を、生産手段と労働力の結合様式よりみたものとしては、拙稿「新中国における農業協同化運動の展開と所有形態の改変について」(『農村問題研究』創刊号) 参照。

六、むすび

以上かなりの紙数をついやして農民的分割地所有の存在形態と歴史的特質について述べたのであるが、ここで一応のとりまとめを行っておこう。

(1) 各社会構成体の移行期に支配的で正常的是形態としてあらわれる農民的分割地所有の超歴史的な本質は、生産手段と労働力

との合一体である小農民（ヨーマン）による土地所有であり、

そして、それは特殊歴史的範疇として、各社会構成体の移行期に次代の社会構成体の起点としてあらわれ、しかも、次代の社会構成体の形成要素を、胚芽のうちに内包している極めて過渡的な土地所有形態だといえよう。それには、古代・中世・近世・現代ヨーマン的土地所有の四形態が存在するのであり、此等各ヨーマン的土地所有は、生産手段と労働力との合一者＝所有と経営との合一体としての小農民による土地所有だという点では同一であるが、それがいかなる社会的性格の生産手段と労働力とを、同一人格に結合させている小農民の土地所有であるかによって、また、如何なる生産力段階においてであるかによって、その小農民をとりまく社会経済のかたちに照応して、それぞれ独自の・歴史的性格をもつ。

(2) 古代ヨーマン的土地所有＝農民的分割地所有の古代的形態の歴史的特質。

(i) 古代ヨーマン的土地所有は、奴隸制が未だ生産を全面的に支配しない前の、古典古代の最良の時代における集団的土地所有崩壊のギリシヤ・ローマの形態である。

(ii) 国家的所有を媒介としてのみ存在する私的所有の生産手段（土地）と、都市共同体という地域の統一体に規制された労働力とを、同一人格に結合させている小農民による土地所有である。

有である。

(i) 古代ヨーマン的土地所有は、均一の所有関係・経済的状况にある小農民の土地所有ではなくして、不均等なる所有・財産関係のもとにある小農民の土地所有である。

(3) 中世ヨーマン的土地所有＝農民的分割地所有の中世の形態の歴史的特質。

(i) 中世ヨーマン的土地所有は、集団的土地所有崩壊のゲルマンの形態を基軸にして成立するフランクの自由農民による土地所有である。

(ii) 公有地を共同体的附屬物としてもつ私的生産手段（土地）と、集団的紐帯より解放された労働力とを、同一人格に合一させている小農民の土地所有＝ゲルマン的土地所有の転化形態である。

(ii) 中世ヨーマン的土地所有は極めて不均等なる所有関係・経済的条件のもとに存在する。

(ii) フランクの自由農民＝中世ヨーマンは、家父長的な自然経済の基礎の上に立っている。

(4) 近世ヨーマン的土地所有＝農民的分割地所有の近世の形態の歴史的特質。

(i) 近世ヨーマン的土地所有は資本主義の萌芽期に、資本と賃労働との矛盾・対抗のまどろみの中に、選ばれた平民とし

ての資本の指導のもとに行われたブルジョア革命によって創出されたものである。

(四) 近世ヨーロッパ的土地所有は小商品生産の基礎の上に立っている。

(五) この土地所有形態は、封建制の末期に、農村の胎内で自生的に形成された農民層分化を基軸として、その上に覆いかぶさっていた封建的諸規範を自成的・暴力的に排除することによって創出されたものである。かくして、近世ヨーロッパ的土地所有は、資本・土地経営の大小不均衡のままだに、極めて相異なる所有関係・経済的諸条件のもとにある土地所有である。

(六) ブルジョア革命は生産手段の私的所有を物質的基礎とする小農民の所有者的性格の伸長を阻止していた封建的重圧を廃絶して、その自由な成長・発展に基礎をおく、したがって、上層農の要求に基礎をおく土地所有を創出した。

(七) 農民層の自生的分化確認主義のもとに創出された近世ヨーロッパ的土地所有は、資本制の生産様式の波浪の中では、生産手段と労働力の所有者へと分解される歴史的運命にある。そして、選ばれた資本が大規模農業生産のトレーガーとなる。

(五) 現代ヨーロッパ的土地所有は農民的分割地所有の現代的形態の歴史的特質。

《ノート》 農民的分割地所有の存在形態と歴史的特質

(一) 資本主義の一般的危機という世界史的段階において、小農・小生産の所有者の側面的前途袋小路の状態のもとで、プロレタリア革命の序曲としての人民民主主義革命によって創出された。

(二) 人民民主主義国における土地改革は、帝国主義的・半封建的圧力を一掃するに止らず、地主貸付地、地主・富農の大経営地をも没収・ブル化して、貧雇農優先の再分配・土地均分の全面的貫徹・土地経営の均分化を実現した。あるいは土地均分主義は修正されたとはいえ、無地・少地の農民の全面的解消を実現した。かくして、人民民主主義国の農民は自成的に形成された農民の間の土地経営不均衡の是正のもとに、極めて均等なる所有関係・経済的諸条件のもとで解放された。

(三) 人民民主主義革命は、労働力の所有を物質的基礎とする勤労者の性格の伸長を阻止していた帝国主義的・半封建的諸関係を廃絶して、勤労者の性格に基礎をおく、したがって、貧雇農の要求に基礎をおく土地所有を創出した。

(四) 現代ヨーロッパは、その所有者の性格の伸長に対する第一の制限としての生産手段の均等所有、第二の制限としての小農民の生産様式の非資本主義的進化・協同化の道を通っての農業集団化への移行、かかる資本制的両極分化・資本制の大規模生産の止揚の上に立つ、協同組合的・社会主義的大規模

生産のトレーガーへ脱皮する。

(4) 現代ヨーロッパの土地所有は管制高地を占領した社会主義的ウクラードに対して、被主導的ウクラードでしかなく、そして、この小農民のウクラードは中世ヨーロッパの土地所有のように封建的土地所有に転化して、支配的・主導的ウクラードとなることなく、農業集団化の過程において社会主義ウクラードに改変する。

(6) 各社会構成体の副次的ウクラードとして存在する小農民の生産様式は、農民的分割地所有＝支配的で正常的な小農民の生産様式の潰滅形態である。